

「被災職員の人間像と被災を防いだ場合に想定できる現在の状況、及び

被災を防ぐことのできたであろう方策の例と考察」

過労自殺をしてしまった被災者が仮に生きていた場合どのようなことが想定されるかという命題はそもそも架空の話だとか、くだらない想像に過ぎないと思われることが普通の見解だと考えます。確かにそうなのかもしれません。では何の意味があるか、との問いに過労死により、あまりにも多くの労働以外の喪失した価値が発生しています。その失われた価値を正当に評価することにより、防ぐことのできた過労死事案についてかんがえてみました。問題のある過重労働に対して過労死を無くす重大性と守らなければならない限度や規格、安全対策の必要性の本当の意味が見えてくると考えたからです。むしろ、はっきり申し上げて人は危険な配慮のない労働をこなす為に生きているのではないことがわかるのです。この事案の被災職員の過労死から19年の月日が、もしも生きていたらと想定を試みようと考えられるように成って来た為でもあります。

2000年1月20日に時間を戻してみます。当時、体験入学が危険な長さで行われました。そして当時在籍児童を指導していた教諭が被災してうつ状態になり、5か月半後に自死をしてしまいました。10年に及ぶ裁判で最高裁はこれが公務による災害であると認めました。概略を説明します。児童は養護学校が適切だと年初に教育委員会の就学指導委員会で判断されていました。障害のある児童が障害ゆえの暴力的養育の為家庭から法的措置で親元を離し施設で保護されていました。児童は施設から養護学校に通っていました。

しかし親は地元の小学校の支援教室に入れることを強く望みました。そんな親に障害の程度が違うことより本来教育委員会が適切に親に養護学校が適切な教育場所と指導を重ねるのが大切だと考えます。併せて家庭の暴力的養育の状態がありました。家庭から法的措置で保護されている児童を家庭に戻す要求を家族は行いました。同時に2つのことを実施することになりました。「それは実は親に支援学級での指導は無理であることをあきらめてもらうことを目的とした規格でした。」そのことを知らずに在籍児童の担任をしていた教諭が体験入学を任されてその教諭が被災したのです。

今回の体験入学を中東遠福祉事務所と教育委員会が計画しなかった場合を想定します。体験児童は体験入学後も養護学校に家族と離れたうえ通っています。あえて体験入学が無くても何ら変化は少なく、もともと教育委員会で決定した適切な指導ができる養護学校で学び家庭内指導上の暴力行為による家族と離し施設で暮らすことも、その後一時的に家庭に戻ることもありましたが、また家庭と離しての生活をその後の体験児童はたどりました。体験入学は児童にとりましても意味がなく多くの混乱と危険を在籍児童とのかかわりで招き一人の教諭の被災者を出しました。体験児童の親の思いだけが客観的な判断との違いが浮き彫りになって消えていただけでした。親が夢や希望を持ち多くを望むことは決して悪いわけではありません。(特筆すべきは児童の親は次年度被災職員が亡くなった後再度地元の其の小学校への転向の希望を出しております。)しかし専門の機関と知識のもとに判断

をする立場の者がその判断を放棄して重視する十分な説明や指導を投げ出すのは適切とは言えません。今、盛んに家庭内暴力で家庭から隔離して子供を守らなければならない児童が話題になります。この事例もよく似たその親への指導説明、理解の問題なのです。尋常でない事は想定できます。しかし体験児童を親の暴力的指導から守ることも、在籍児童の安全と教育を守ることも併せておろそかにかにしていることではありません。何とも無駄で教育目的のかけらもない体験入学は何のプラスの成果も結果的に全くあげていません。これはその後の短い歴史と結果から導けることです。この体験入学を受けもった在籍児童の担任教諭が過労死をしてしまいました。多くが全くプラスにならないことで、もしも行われなかったと時間を戻してみることにしましょう。

同僚の教諭が証言しています。(教育上の成果や意味がない)『体験入学さえなければ今も(被災教諭は)生きていた。普通に(その学年も)済んで何もなかったのではないかと思う、そうだと思う。』その年の在籍児童の発達検査は体験入学の混乱や疲労、強いストレスの防爆により多くのマイナスが発生していたにもかかわらずそれでも、一年間の在籍児童の発達診断の結果は素晴らしいもので多くの項目での注目すべき発達が確認されていました。もちろん被災教諭も被災していなければ、大いに喜んだことと思います。もちろんうつ発症もなく次年度の指導をやり遂げたことと思います。次年度には前任校の2名の障害者教育でも大きな発達が観られたことから、被災職員の地道なわずか2年間の取り組み、その指導の方法に自信や評価も高まっていたと考えられます。

被災教諭は次の年に住宅を建設する予定でした。土地も購入してあり設計の段階で自宅に障害者の教育スペースを併設して退職後も見据えて障害児教育に携わる計画でした。それは確実に実現して多忙でもやりがいのある退職後の生活を今は過ごしていると考えられます。在職中の指導できた児童は、障害者支援学級の場合退職まで12~13年で、延べ26人から39名でその後の退職後のことも合わせると(延べ人数で)45名から70名の障害者教育に携わることができたのではないかと考えます。初任者の時からであれば普通学級指導時代と合わせて800名、普通学級に戻ったとすれば1150名の指導をしたこととなります。一人の人生で48歳の後に訪れる年月の日々がどんなに豊かであるものか高齢になればなるほど深く感じます。被災教諭は地域でコーラスグループで活動をしていました。演劇の鑑賞グループも自ら主にまとめ役で忙しく活動していました。私も父も参加していました。私も何しろ劇団に在籍もしていましたからにぎやかでした。反戦平和の活動も参加しており仲間たちとも積極的な活動をしていました。今回の裁判闘争では被災者の友人が多数協力してくださいました。被災者のことをその人たちから聞いたことも多かったです。当時体力年齢が実年齢より10歳も若く山岳部であったことから毎年多くの山登りや縦走を楽しんでいたことと思います。元来旅行好きで家族とも海外への旅も両親を連れての大旅行も何度も再び、行っていたことと思われます。母と被災者がいった盛岡青森の6日間の旅は母の良い思い出です。また無類の本好きで、文学、詩については幼少時代よりその鑑賞の幅は深いものでいくつもの自分の大好きな特別な詩を集めたノートをいくつも作り、その

後は障害者の支援を通じて障害者の詩作の手伝いや、自らの詩を創作していると考えられます。多くの読書の時間も豊かな時間だったと考えます。何しろ読み始めたら集中していました。家族とは高齢の両親を交え毎月2度、3度と会食や会話を楽しみ、旅行や山登りにも合流して現在は豊かな68歳になっていたと考えます。平均寿命と考えたとき生活時間は合計14235日、食事回数トータル42707回どんなに美味しいものを食べたでしょう。一度カツオの虫で入院したくらいですから。小学校勤務12年22080時間 自宅での障害者指導15年17250時間 夢を実現したことと思います。山登り回数106回家族との山登りも年に3回はこなしたでしょう。妹夫婦も何度も同行したと思います。コーラス活動300回音楽の楽しさは演奏の中で歌いながら感じるものは格別です。旅行91回悔しいけれど毎年海外旅行に行く姿はうらやましかったです。演劇鑑賞180回年に一度のかたづけにも喜んで参加していました。家族での特別な食事会228回差し入れにいろいろ持ち込んでくれました。誕生会30回我が家では大声でみんなで歌います。反戦活動150回私は子供のころからこの点では被災教諭を尊敬していました。地区活動5年 冠婚葬祭の参加48回、私の子供の結婚式ではお祝いの言葉を言ってくれたでしょう。被災した時上のが高校生、したのが小学生でした。住宅建設1回 庭整備2回 花の植え付け管理38年 野菜の植え付け30年、掃除4745回、あまり得意ではないかもしれませんが。洗濯9490回、電話25624回、散歩9964回 買い物8541回 図書館利用38年大好きな本。読書時間14335時間これは少なく見積もっています。本の購入2135冊 友人家族との会話10676時間 インターネットネット35年 入浴14200回 トイレ85414回 睡眠14235回 昼寝4270回 コーヒータイム11388回 大きな台風、地震117回大ごとがあればすぐ電話が来ます。給与12年 年金28年 車の運転39200回 距離235200キロ 猫の世話26年、合計341640時間以上は今回の公務による災害により消えてしまった被災者の生活のごく簡単な内訳の一部です。それぞれ1回の勤務や一時間の指導、にどれほどの労力と熱意で取り組むものなのかお判りでしょう。そのうえで失われた膨大な努力の成果と効果があります。ここまでの分量の果たすべき教育者としての指導と児童の進歩に携わる喜び、それを支える時間や多くの生活の時間、退職後の人としての趣味や信念による教育者としての指導と児童に寄り添う時間、指導した児童の笑顔、多くの家族や友人との貴重な時間、基本的な衣食住の充足の時間、多くの生活の喜びの時間それがすべて簡単に失われたのです。併せてここには膨大な被災職員とのかかわりのある家族や友人、生活での協力者や隣人、サークルや主義主張を共にする活動のグループ、教育上の児童、生徒その家族や仕事仲間や上司、指導者や多くの書籍とのかかわりの中でその対象となる被災職員の果たす効果と膨大なつながりが存在するのです。その後も発展していたのです。そのすべてが失われました。ここではそれは記載しません。

今回の事例で被災しないための方策はあったでしょうか。

それは実に簡単でした。おかしな企画をしない事。危険を回避して安全な常識的な日程で行うこと。養護学校の免許を持たない教諭にその体験入学をさせることはできません。危

険な状態様子がわかった場合即座に中止すること。常識的には簡単ですがそれは行われませんでした。

1) 福祉事務所が家庭への児童の戻すことを求められたとき、それは福祉事務所の管轄下で法的解除処理も含め対応するべきです。なぜ家庭への戻し、同時に養護学校への通学も変更して普通学校支援教室に通わせるのかそれはまず法的解除の上家庭に戻し家庭での養育確認を行いそのうえで就学先の適性審査を再度必要があれば教育委員会の機関で別の機会に行うべきでした。福祉事務所は児童の法的保護の期間中に何の家庭へ指導の確認もせずに黙認したのは過労死事故の原因でもあります。こんなことが許されるのでしょうか。簡単に違法で早急な体験入学の企画などを計画しなければ在籍児童の担任の教諭は被災しませんでした。

2) 通常教育機関の小学校が親に入学を諦めさせるために体験入学をするのか？

親がその児童の家庭での暴力的養育の問題から法的措置で保護され尚教育委員会、就学指導委員会の決定で障害が重く普通学校の支援学級ではなく養護学校相当と判断を下して、尚且つ法的措置で親元を離して施設に保護され養護学校に通っている児童を「普通学校の支援教室では無理だということを児童の親に体験し理解してもらう為に体験入学を実施する」。それは法的に許されるのか？その指示を福祉事務所から受けた教育委員会は小学校の校長に（記録は教頭が聞き取り記録を残しています）指示を出すのか。教育委員会は児童の適正な就学先の決定を簡単に変えたり以上のような理不尽な企画に大切な教育機関の教室を貸すのか。児童の危険、教諭の指導上の困難など懸念された多くの文章も残されています。併せて在籍児童への危険や指導におけるマイナスなど被災職員や在籍児童父兄も各機関に疑問と懸念の手紙が何度も出されています。教育委員会が適正な児童の就学指導委員会が出した結論をまず守り、そのうえで家庭での養育の始まったのちに当初は養護学校に通うことができた場合、次に再度児童の就学の判断を専門家に判断の機会を持ち再度判断を仰ぐことをしていれば、その後も養護学校に通う児童の歴史から見て判断を間違ふことや無理な体験入学を行うことは無かったと推測され、被災職員は発生していないと考えられます。

3) 体験入学の企画の場合障害者教育の専門家にその内容についてお聞きしたところそのような体験入学が一般的には行われていない事（養護学校の児童が普通学校に代わる体験入学）この場合普通学校の指導者は養護学校の指導免許が必要と思われるのだが免許なしの被災教諭にその授業をさせていることこれは法的に許されることなのか？常識的にはダメだと考えます。一般的にまれに行われるのは普通学校から養護学校への体験入学ですこれは法的に認められると考えます。免許上の制約もないと考えます。それから「体験児童の体験入学の期間について判断するには2日もしくは長くても3日で判断する。それが常識の範囲です」と答えています。確か3日目には体験児童の教育的に普通学校の支援学級は無理だと判断できる内容でした。それが常識ですが、地元教育委員会、福祉事務所、学校長は2週間の受け入れを決めて実施し続けたのです。地元での体験入学の期間における

常識が理解できていれば被災するまで悪化することは無かったと思われます。併せて期間中体調を崩して教室でたおれてしまっている被災教諭を見つけてもそれを続け校長室に何度となく避難を在籍児童を守りながら避難しているにもかかわらずすでに教育上の判断は下せるのに体験入学を続けて被災職員の状態をより悪化させたことは確かであります。何よりこの体験入学が親にあきらめてもらう為の企画で諦めてもらう為には混乱をしても危険が発生し続けても続けたとも考えられます。この間に被災職員は決定的な心因反応よりうつを発症したことは明確な事実です。在籍児童は何度もパニックが頻発する中 教育的成果は後退し続けついにはその教育上の学習の扉を閉ざしてしまう新たな危険や、別な障害の発生も大変危険な状態と被災職員は感じていました。そして被災教諭は体験入学中、在籍児童を守ることに精いっぱいであったと考えます。専門家の常識的な体験入学の期間及び、危険回避を含めた判断期間として守るべきべき一般常識の 3 日目をやめていたら被災は免れたと考えます。いったいこの様な企画は公的機関は野放しなのでしょうか？安全とはどのように考えているのでしょうか。全く上部団体の福祉事務所の障害児教育の非常識な知識のなさが招いたと考えられます。もちろん当時このような体験入学は担当官は経験はないと話していました。もしも専門家の判断を仰いでいればと規格の危険性と安全な日程の範囲を被災者を出すほど間違ふことは無かったでしょう。

今ここで過労死（うつ状態の過労自殺を含む）が通常的身體症状と身体内部の科学的メカニズムをもった病気であること、それは生命の危険をはらんだ重篤な病気であることをまず提示いたします。

そのうえでその対策には本人を含め周りの雇用者や雇用上の指示命令者の認識の改善が求められるのです。過労死を起こさない対策はすでに始まっています。

過労死につながる症状を誘発する行動や指示命令を黙認して対策に目を向けない事業者や指示命令者は犯罪者と認めるようになるかもしれません。今後法律はその対策を進めていくと考えられます。つまり人間の能力と適応力、強い叫びや恐怖や、危険を認識することのストレス、多くの防爆する体や精神への限界値、労働時間にはそれぞれ多くの身体的限界があることとその限界の認識を持つことと、そこにいくらかの安全配慮スペースとしての余裕も必要だと考えるのです。米国の学生ピッチャーの投球数制限などはおそらく医学者などが提示したと考えます。その提示を真摯に聞きスポーツ管理者はその主張や勝敗の行方など以上の指示とそれを受け入れ結果的に安全を守るのです。それは労働の場所でも発揮されるべき内容であると考えます。教育の現場での労働の中で問題となることの一つに通常の労働管理と異なることがあります。それは指導上の対象者が幼い人間であることと成長の未熟な過渡期の危険やその理解に多くの違いや特性があることです。そこには通常生活、会社の業務とは違う未熟な児童を指導する中での突発事項が多く存在することです。科学的な検証や数値化が進み被災を防ぐ方策が進み在職者死亡数が 500 人を越すことにぜひ精査と研究の対象にすることを切に望みます。